

## がん研有明病院 院内感染対策指針

院内感染対策については、医療を行う医療従事者個人の努力はもとより必要であるが、近年医療環境が高度化・複雑化しているため、医療従事者個人の努力に依存した感染対策のみでは対応に限界がある。このため、がん研有明病院は、患者及び職員に対する院内感染対策の検討、安全な医療環境の提供を組織的に行うため、次のとおり指針を定める。

### 1. 院内感染対策に関する基本的考え方

- i) 感染症の有無にかかわらず、全ての患者に対し標準予防策（standard precaution）を行う。これは、感染源になり得ると分かっているもののみならず、確認されていないもの（未検査の場合等）から起こる院内感染のリスクを回避するためである。
- ii) 標準予防策に加え、患者の状況に応じた感染予防のため、感染経路を考慮した感染経路予防策を行う。院内感染経路別予防策で重要な経路は、①接触感染、②飛沫感染、③空気感染の3つであり、それぞれの経路に応じた予防策を行う。

### 2. 院内感染対策のための委員会等、院内感染対策の組織に関する基本的事項

当院における院内感染対策のための院内組織として、「院内感染対策委員会」、「院内感染対策部」、「感染対策チーム（ICT）」、「看護部感染対策委員会」を設置する。

#### (1) 院内感染対策委員会

院内感染対策委員会は、病院長の管理のもと、当院における院内感染対策のため、発生した、ないしは想定される院内感染について速やかに適切な対応を図るための審議を行うものとする。病院長、看護部長、診療部門、看護部、薬剤部、検査部、栄養管理部、診療放射線技師、事務部門、洗浄・滅菌消毒部門の代表で構成される。院内感染対策委員会は、診療運営組織、運営支援組織及び関係する各種委員会と連携し、院内感染対策にあたるものとする。

#### (2) 院内感染対策部、感染対策チーム（ICT）

院内感染対策部は、院内感染対策に関して、病院全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策において中心的役割を担うために、病院長直属の組織とし、院内感染の予防、情報収集、現状把握、問題点の分析、改善策の作成および遂行にあたる。実務担当として、感染対策チーム：Infection Control Team (ICT) を設置し、院内感染の予防や制御にあたる。

感染対策チームは、医師（ICD）、看護師（ICN）、細菌検査室検査技師、薬剤師、事務員等から構成される。

#### (3) 看護部感染対策委員会

看護部は、看護部感染対策委員会を設置し、自律的に感染対策の向上を図る。ICNは看護部感染対策委員会に参加し、その活動に協力する。看護部感染対策委員会はその活動について院内感染対策委員会で報告し、連携する。

#### (4) リンクドクターの選任

リンクドクター（院内感染対策担当医）は、原則として各診療部に配置する。リンクドクターは、各診療部において標準予防策、感染経路別予防策等の感染対策を周知徹底・実行する。また、院内感染対策部と各部署との仲介役として、感染防止策に関する問題を報告し、連携する。

#### (5) 看護部感染対策委員・リンクナースの選任

看護部感染対策委員もしくはリンクナースは、原則として各部署に配置する。看護部感染対策委員は看護部感染対策委員会に参加する。看護部感染対策委員もしくはリンクナースは、各部署において標準予防策、感染経路別予防策等の感染対策を周知徹底・実行する。また、院内感染対策部と部署との仲介役として、感染防止策に関する問題を報告し、連携する。

#### (6) リンクスタッフの選任

医師、看護師の所属しない部署においては、原則としてリンクスタッフを配置する。リンクスタッフは、各部署において標準予防策、感染経路別予防策等の感染対策を周知徹底・実行する。また、院内感染対策部と部署との仲介役として、感染防止策に関する問題を報告し、連携する。

#### (7) 細菌検査室検査技師、薬剤師、施設課事務職員の ICT での役割

細菌検査室検査技師は、臨床検査で確認される感染症の発生状況に関して ICT への報告を定期的に行うなど、細菌検査の観点より感染対策活動を行う。薬剤師は、特定の抗菌薬・抗ウイルス薬の使用状況に関して ICT への報告を定期的に行うなど、薬剤師の観点から感染対策活動を行う。施設課事務職員は、院内感染の原因となり得る病院環境上の問題点に関して ICT への報告を行い、環境面や外部委託業者との折衝など事務的観点から感染対策活動を行う。

### 3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

- i) 全ての職員に対し、院内感染対策に関する教育、研修や啓発に努めるものとし、年 2 回以上の研修を計画的に開催する。
- ii) 新規採用職員及び研修医、復職者等に対して、院内感染対策に関する基本的な考え方、方針、事項を周知するための研修を採用・復職時及び研修期間中に計画的に開催する。

### 4. 感染症の発生状況に関する基本方針

院内感染対策部は、細菌検査室と協力し、耐性菌などを含めた感染症の発生状況を毎日確認する。その結果を週報として病院長に報告するとともに、院内感染対策委員会において毎月報告する。

### 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

多剤耐性菌が一定数を超過して検出された場合や病院内で特定の感染症が多発した際には、院内感染対策部及び ICT は原因を直ちに調査し、院内感染の拡大防止のための

適切な処置を行う。

- i) 院内感染発生時、発生部署の責任者は、速やかに院内感染対策部に報告する。
- ii) 院内感染対策部は ICT と協力して、速やかに院内感染発生の原因を究明し、初期対応を行った上で、その状況を病院長に報告する。
- iii) 交差感染発生の可能性が想定され、その結果が重大と考えられる場合には、臨時に院内感染対策委員会を開催し、必要に応じて患者や家族に事実説明を行うとともに、保健所等の関係機関に報告し、状況によっては報道機関に公表する。
- iv) 院内感染の発生状況とそれに対する改善策の実施結果は、委員会およびデスクネットを通じて、速やかに全職員に周知する。

## 6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、病院ホームページに掲載して公開し、患者・家族・面会者が閲覧できるものとする。

## 7. その他院内感染対策推進のために必要な基本方針

### (1) 院内感染対策マニュアルの整備

院内感染対策推進のために、院内感染対策マニュアルを作成し、その内容を院内に周知し、最新の医療事情や現場の医療従事者の意見等を参考に、定期的に改訂する。

### (2) 手指衛生の指導

院内感染対策の基本は手指衛生の実施であることを周知するため、手指衛生実施状況を定期的に調査・指導し、実施率の向上を図る。

### (3) 職員の健康管理

職員の健康保持が院内感染対策に重要であることから、定期健康診断の受診徹底を主たる担当部署とともに推奨し、また健康状態の変化があった職員からは速やかに報告を受けて必要な院内感染対策上の措置を実行する。